

# 市内運動施設における利用制限 の解除について

埼玉県より、緊急事態宣言解除後の段階的緩和措置等として、午後9時以降の外出自粛要請が出されておりましたが、同措置等が解除となるため、市内運動施設の利用を下記のとおりといたします。

引き続き、十分な感染症対策を講じた上での御利用をお願いいたします。

## 記

### 《対象施設》

新座市民総合体育館、市営運動場・庭球場、大和田少年サッカー場、学校校庭夜間照明施設（新座中、第三中、第四中、石神小）、新座市総合運動公園野球場

### 《開始日》

令和3年10月25日（月）から

### 《内容》

午後9時以降の施設利用に係る要請の解除

（トレーニング室・ウエイトリフティング室は午後9時まで）